

平成29年度

愛知労働局の最重点課題



確力メ～るのだ!



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

働き方改革に関する課題

基本方針

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現することが重要である。そのため、長時間労働の是正や女性の活躍推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等といった「働き方改革」を推進します。

目標

長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成、男性の家庭参画を阻む原因です。労働の質を高めることにより多様なライフスタイルを可能にし、生産性の向上を目指します。

女性が自らの希望で活躍できる社会づくりを目指します。また、男女問わず、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方の実現を目指します。

【平成32年の目標値】

- ①一般労働者の年間総実労働時間数 **2,000時間**（平成27年愛知県2,060時間、愛知県「毎月勤労統計調査」）
- ②週労働時間60時間以上の雇用者の割合 **5%以下**（平成28年全国7.7%、総務省労働力調査）
- ③年次有給休暇取得率 **70%**（平成27年愛知県48.4%、愛知県労働条件・労働福祉実態調査）
- ④25歳から44歳までの女性の就業率 **77%**（平成27年70.9%、愛知県「愛知の就業」）
- ⑤男性の育児休業取得率 **13%**（平成27年1.2%、愛知県労働条件・労働福祉実態調査）

数値目標出所：①あいち仕事と生活の調和行動計画2016-2020、②③仕事と生活の調和推進のための行動指針
④第4次男女共同参画基本計画、⑤仕事と生活の調和推進のための行動指針

非正規対策に関する課題

基本方針

非正規雇用については、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があり、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、雇用情勢が着実に改善しているこの時期を捉え、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推進します。

目標

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向け、地方公共団体との連携を図りながら、平成28年度に策定した「愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン」（5か年計画）に掲げる目標の達成を目指します。

【平成28年度～平成32年度累計】

- ①ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 **196,500人**
- ②ハローワークによる正社員求人数 **1,345,200人**
- ③公共職業安定所等の幹部による管内業界団体及び事業所訪問件数 **4,100件**（平成28～30年度累計）
- ④学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数 **43,100件**
- ⑤正規雇用に結びついたフリーター等の件数 **51,500件**

障害者雇用対策に関する課題

基本方針

障害者雇用については、障害者実雇用率、法定雇用率達成企業割合は過去最高を更新したものの、全国値を下回る状況であることから、地方自治体、就労支援機関、医療機関、教育機関等各関係機関と連携を密にし、一層の雇用促進対策を推進します。

求職者が増えており、雇用率の算定が検討されている、精神障害者の雇用機会・定着支援の充実強化を推進します。

目標

企業に対し、ハローワークにおける障害求職者の職務能力や障害特性の理解促進を図るとともに、地域の各関係機関が持つポテンシャルとハローワークが持つポテンシャルを包括的に組み合わせることによって、愛知における障害者実雇用率の向上を目指します。

【平成29年度の目標値】

- ①平成29年6月1日現在における民間企業の障害者実雇用率 **1.9%台**
- ②平成29年6月1日現在における民間企業の達成企業割合 **前年の6月1日報告から3%ポイントアップ**

過重労働防止対策に関する課題

基本方針

働くことにより労働者が健康を損なうようなことがあってはならないものであることから、過労死等ゼロを目指した取組を推進します。

目標

長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底、ストレスチェック制度の適正な実施の確保などに取り組むほか、自己申告制のみによる労働時間管理方法の見直しや時間外労働時間を削減するよう36協定における延長時間の見直し等による長時間労働を前提とした労働慣行からの転換を目指します。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策の理解度に応じた取組を促進することにより、メンタルヘルス指針に定める4つのメンタルヘルスケアに取り組む事業場の拡大を目指します。

【平成32年・平成29年までの目標値】

- ① 平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を**5%以下**とする。
(平成28年全国7.7%、総務省労働力調査)
- ② 平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を**80%以上**とする。

数値目標出所：①仕事と生活の調和の推進のための行動指針

②厚生労働省 第12次労働災害防止計画

労働災害防止対策に関する課題

基本方針

本来、労働災害はあってはならないものであるが、愛知労働局管内では休業4日以上の死傷災害による被災者が年間6,000人を超えており、とりわけ小売業、社会福祉施設、飲食店を始めとする第三次産業においては災害が年々増加する傾向にある。

労働災害を防止するためには、事業場における安全管理活動の活性化、安全衛生教育の確実な実施等が重要である。また、災害原因としての危険源に着目し、残留リスクがあることを認識し、そのリスクレベルに応じた効果的な労働災害防止対策が講じられるよう、「論理的な安全衛生管理」の考え方の周知及び普及・定着を図るなど、安全衛生水準の向上を図るための取組を推進します。

目標

第12次労働災害防止推進計画に定める目標の達成に向けて、

- ・ 死亡災害について、平成29年に40人を下回ることを目指します。
- ・ 休業4日以上の死傷災害について、平成24年を基準として平成29年に15%以上減少させることを目指します。

【平成29年の目標値】

- ① 平成29年の労働災害による死亡災害は、**40人を下回る**こと。
- ② 休業4日以上の死傷者の数を、平成24年の6,392人から**15%減の5,433人以下**とする。
また、重篤災害の防止に関して業種別の目標を、平成24年を基準として次のとおりとする。
 - ・ 製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害による死傷者の数を**15%以上減少**させる。
 - ・ 建設業における墜落・転落災害による死傷者の数を**15%以上減少**させる。

数値目標出所：愛知労働局 第12次労働災害防止推進計画